

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札することを公告する。

令和元年 8 月 2 1 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター東北育種場長 田中 直哉

1 業務概要

- (1) 業 務 名 F 2 世代開発推進交雑温室整備工事
- (2) 業務場所 岩手県滝沢市大崎 9 5 番地
- (3) 業務概要 仕様書のとおり
- (4) 履行期限 契約締結日から令和 2 年 2 月 2 8 日まで
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程第 7 条及び第 8 条に該当しない者であること。
- (2) 平成 3 1 ・ 3 2 年度国立研究開発法人森林研究・整備機構（森林整備センターを含まない）、農林水産省大臣官房予算課及び国土交通省定期競争参加資格審査インターネット一元受付競争参加業種区分「建築一式工事」の B、C 又は D のいずれかの等級に認定されている者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 東北区域内（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）に建設業法に基づく営業所等の所在地を有すること。
- (5) 次の基準を満たす主任技術者を配置できること。
建設業法第 2 6 条第 1 項及び第 2 項に基づき、資格を有する者を配置できること。
- (6) 農林水産省及び国立研究開発法人森林研究・整備機構から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 以下に定める届出の義務を履行していない業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ・ 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 4 8 条の規定による届出の義務
 - ・ 厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）第 2 7 条の規定による届出の義務
 - ・ 雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (8) 当該設計の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連のない業者であること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわ

- たつても反社会的勢力に該当しないこと。
(11) 入札関係書類の交付を受けた者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項及び契約事務取扱規程を示す場所
〒020-0621 岩手県滝沢市大崎95番地
国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター東北育種場
連絡調整課庶務係 TEL019-688-4518 FAX019-694-1715
- (2) 入札関係書類の交付方法
本公告の日から令和元年9月9日(月)までの土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時(12時から13時までを除く。)まで、上記3(1)の場所にて交付する。
なお、入札関係書類の受け取り時、競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。
- (3) 入札の日時及び場所
令和元年9月18日(水) 11時
東北育種場 会議室

4 問い合わせ先

〒020-0621 岩手県滝沢市大崎95番地
国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター東北育種場
連絡調整課庶務係 TEL019-688-4518 FAX019-694-1715

5 その他

- (1) 入札書及び契約手続に用いる言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
契約保証金 要
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札関係書類の交付を受けない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程第28条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、当研究所と一定の関係を有する法人等と契約をする場合には、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表します。
なお、本件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意されたものとみなします。
- (7) その他 詳細は入札関係書類による。